

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2441

特集Ⅰ

仮想空間でリスクを検討

公衆災害防止にICT導入

清水建設 東京外環道京葉ジャンクションGランプ工事

特集Ⅱ

陸運業の上限規制対応

中継輸送で高速時間短縮

東京労働局/神奈川運輸支局

ニュース

資格者の実施義務付け

厚労省検討会 個人ばく露測定で

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



1 / 1

2024



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士 小泉事務所

所長 小泉 正典

第360回

撮影スタッフが急性ガス中毒に

■ 災害のあらまし ■

バラエティ番組の撮影現場で、複数の撮影スタッフがのどの痛み、咳、目の痛み、全身の倦怠感などを訴え、救急搬送に至った。撮影用にスタジオセットを組んでいた際に、セットの壁や床を塗装したことによる塗料によるガス中毒が原因であった。スタジオは、防音のため閉め切った状態で作業を行っていた。

■ 判断 ■

業務中に有害物（有害ガス）との接触により負傷したものとして、業務上による災害として判断された。

■ 解説 ■

まず、業務上災害の判断では、「①業務遂行性」と「②業務起因性」という2つの要件を見ることになる。①は、事業主の支配下にある状態で業務をしていたかどうか、②は、業務に就いていることによって発生した災害ということであり、その業務に就いていなければ負傷しなかったであろうと認められる場合となる。今回のケースで考えてみると、①は番組制作会社の従業員災害であり、②は番組撮影のために設置した建具の塗料による有害物（有害ガス）を吸い込んだために起こった災害であるため、いずれの要件も満たしていることになり、業務上の災害として認定された。

なお、今回使用してしていた塗料の主成分は、エチレン酢酸ビニル共重合樹脂、トリメチル、ペンタンジオールモノイソブチレートであった。酢酸ビニルについては、肺への障害の危険性、トリメチルやペンタンジオールモノイソブチレートについては、呼吸器への刺激のおそれがあるなどの

危険性が報告されている。

今回のような有害物（塗料など）による災害には、これまでも似た例が業務上災害として認定されている。「長年の車の塗装作業で有機溶剤中毒になった例」「塗料を剥がす作業や塗材を除去する作業において使用する剥離剤吸入による中毒事案」「建材などから発生する化学物質やダニ、カビなどによる室内の空気汚染による健康障害」、最近では「美容師がヘアカラー剤の使用によって発症した健康障害」などが業務上災害として認定された例もあり、今回のケースと同様に、のどの痛み、咳、全身の倦怠感、他には頭痛、めまい、皮膚炎、精神・神経障害、不眠などを発症している。

今後の対策に関しては、屋内などのスタジオで多人数で撮影作業を行う場合は、使用する材料や機材、季節や天候によっては、有害性のある物質に長時間ばく露する危険性があることから、定期的な換気を徹底し、作業場所を新鮮な空気で維持することがポイントになる。撮影などで使用する材料（化学物質を含有する塗料や接着剤など）について、起こり得る中毒などの労働災害を未然に防止するため、事業者および関係労働者がその危険有害性を認識し、リスクに基づき必要な措置を検討・実施する取組みを行うことが必要と思われる。また、今回は、急性中毒と診断され、比較的業務上外の判断が付けやすかったが、有害物などによる健康障害の場合、低濃度でも長い期間吸えば慢性中毒を引き起こすことがある。作業で使用する塗料などに関しては、SDS（Safety Data Sheet：安全データシートの略語で、化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性および取扱いに関する情報を、化学物質などを



譲渡または提供する相手方に提供するための文書）の確認や関係者へのリスクの周知を行い、作業標準の作成や安全衛生教育の実施などが必要と思われる。

なお、国内で輸入、製造、使用されている有害物や化学物質は数万種類に上り、そのなかには危険性や有害性が不明な物質が多く含まれている。厚生労働省では、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令などを改正し、新たな化学物質規制を実施。令和6年4月1日からは、雇入時などの教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていた省略規定が廃止され、危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければならない。会社は、労働者が安全に働ける環境を整備する「安全配慮義務」を負っている（労働契約法5条）。そのため、企業が安全配慮義務を怠ったことが理由で労災が発生した場合、労働者より「安全配慮義務違反」に基づき、「債務不履行」による損害賠償請求を求められることもある。これまで以上に安全管理の徹底が求められることになりそうである。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp